

分非 自主 線

※ 処理事項 508

受付印

令和 年 月 日 東京都 都税務所長 支庁長 殿

※ 処理事項 508 申告入力 加減算入力 異動 申告年月日

所在地 (本都が支店等の場合は本店所在地と併記) (電話) 従前の事業種目 資本金の額又は出資金の額 資本金等の額 清算人 自署押印

令和 年 月 日 から令和 年 月 日 までの事業年度分の 都民税の清算事業年度予納申告書 地方法人特別税

(事業税)

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include: 所得金額総額, 年400万円以下の金額, 年400万円を超える年800万円以下の金額, 年800万円を超える金額, 付加価値額総額, 付加価値額, 収入金額総額, 収入金額, 合計事業税額, 既に納付の確定した当期分の事業税額, 既に納付の確定した当期分の残余財産の一部の分配又は引渡しに係る事業税額, この申告により納付すべき事業税額, 所得割, 収入割.

Table with columns: (使途秘匿金税額等), 法人税法の規定によって計算した法人税額, 法人税法第68条(同法第144条を含む)の規定による所得税額の控除額, 法人税法第69条の規定による外国法人税の額の控除額, 当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの際の清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額, 還付法人税額等の控除額, 課税標準となる法人税額(1+2+3+4-5), 2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額, 法人税割額(6又は7×100), 外国の法人税等の額の控除額, 利子割額の控除額(控除した金額30), 差引法人税割額(8-9-10), 既に納付の確定した当期分の法人税割額, 当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの際の清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額, (13) × 100, この申告により納付すべき法人税割額(11-12-14), 算定期間において事務所等を有していた月数, 円 × (16/12), 既に納付の確定した当期分の均等割額, この申告により納付すべき均等割額(17-18), この申告により納付すべき都民税額(15+19), 特別区分の課税標準額, 同上に対する税額(21×100), 市町村分の課税標準額, 同上に対する税額(23×100), 13のうち特別区分, 同上に対する税額(25×100), 13のうち市町村分, 同上に対する税額(27×100), 利子割額(控除されるべき額), 控除した金額(8-9と28のうち少ない額), 控除することができなかった金額(29-30).

(地方法人特別税)

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include: 所得割に係る地方法人特別税額, 収入割に係る地方法人特別税額, 合計地方法人特別税額(49+50), 既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額, 既に納付の確定した当期分の残余財産の一部の分配又は引渡しに係る地方法人特別税額, この申告により納付すべき地方法人特別税額(51-52-53), 所得金額(法人税の明細書(別表4)の(35)), 損金の額に算入した所得税額, 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額, 仮計(55+56-57), 繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額, 債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額, 所得金額差引計(58-59-60), 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額, 当期において残余財産の一部の分配又は引渡しをした日, 法人税の申告書の種類 青色・その他

Table with columns: 均等割, 既に納付の確定した当期分の均等割額, この申告により納付すべき均等割額(17-18), この申告により納付すべき都民税額(15+19), 特別区分の課税標準額, 同上に対する税額(21×100), 市町村分の課税標準額, 同上に対する税額(23×100), 13のうち特別区分, 同上に対する税額(25×100), 13のうち市町村分, 同上に対する税額(27×100), 利子割額(控除されるべき額), 控除した金額(8-9と28のうち少ない額), 控除することができなかった金額(29-30).